

の改正に伴い、「第12条の4第2項」を「第12条の2第2項」に、「第4条」を「第2条」に改めることとした。(第1条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

1 熊本高等技術訓練校の訓練科の自動車整備科及び車体整備科を自動車車体整備科に統合するため、次のとおり規定の整理を行うこととした。

(1) 別表訓練科の欄中自動車整備科を自動車車体整備科に改める。(第2条関係)

(2) 別表訓練科の欄中車体整備科を削る。(第2条関係)

2 この規則中自動車整備科を自動車車体整備科に改める規定は平成16年4月1日から施行し、車体整備科を削る規定は平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

熊本県遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則をここに公布する。

平成15年7月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第38号

熊本県遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則

(遊漁船業者登録簿閲覧所)

第1条 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第8条の規定により遊漁船業者登録簿(以下「登録簿」という。)を一般の閲覧に供するため、遊漁船業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を林務水産部漁政課内、玉名地域振興局農林水産部水産課内、八代地域振興局農林水産部水産課内及び天草地域振興局農林水産部水産課内に置く。

(閲覧時間)

第2条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(閲覧所の定期休日)

第3条 閲覧所の定期休日は、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第4条 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(持出禁止)

第5条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第6条 知事は、次のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第39号

熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則の一部を改正する規則

熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則(昭和46年熊本県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の4第2項」を「第12条の2第2項」に、「第4条」を「第2条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第40号

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県立職業能力開発校規則(昭和44年熊本県規則第73号)の一部を次のように改正する。